

# ある父親からの速達

飯 原 一 乗

ある学生の父親から速達が届いた。私の息子は、先生の民事訴訟法の講義を受けましたが、学年試験で合格点がらえず、決っていた就職がだめになつて、大へん落胆しております。どうしたらよいか御指導下さい、と書いてあつた。

落胆している息子を眼の当たりにして、思い余つての速達であろうが、それによつて何とかなるとは誰も考へないであろうから、抗議の表明としか受けとれない。

十日くらいたつて、その息子から電話があつた。私の答案を見せてくれというのである。問題にどう答えたかと聞くと、「弁論主義」のことは十分書いたつもりだといふ。中間テストはできているといつたげである。

中間テストとは、毎年九月ころ行う試験のことである。大学の行事としての一回かぎりの学年末試験では、合格点に達しない者が毎年かなり出る。その全てを落第させるわけにもいかないので、本番とほほ同じ要領で答案を書かせておく。受験は任意であるが、よくできていれば、本番がだめでも合格点はもらえることにしてある。あとでその問題の解説もするから、聞いてさえいれば、問題の考え方や答案の書き方の理解も深くなる筈である。

中間テストではなく、学年末試験はどうだったかと聞くと、「証明を要しない事項」についても、「相殺の抗弁と既判力」についてもよくわからず、二行くらいづつしか書けなかつたと、それが、さも当然のことのようにいう。それでは採点のしようがないではないかと反問すると、中間テストができていれば、落第点はつけないと、先生いわれたではありますかと喰いさがつてくる。

たくさんの中間テストをみたのでいちいち憶えていないが、中間テストを受けていても合格点がついていないとすれば、中間テストもだめだつたに違いない。こちらからいえば、なんとかならないのかと考え、何回も読みかえしてがっかりしながらやっぱりだめだときめるのだから、だめのものはだめだと自信をもつていえるのである。

それじゃ六月ころやつたテストでなんとかみてもらえないですか、相手も必死である。しかし、六月ころ書かせた答案というのは、一コマ九〇分の半分くらいの時間に、特定の設問について講義したあと、残りの時間を使ってその問題の答案を作成させ、あらかじめ用意しておいた参考答案を配布して、それとこれとの比較をさせる。いわば答案練習のようなものである。これが採点の対象となり得よう筈はない。

就職先さえ決まれば、答案なぞ書けなくとも合格点をもらえるのが当然、卒業証書もくれるのが当たりまえと考えているとしか思えない者は、件の父と子ばかりではなさうである。問題に対する解答が全くできていないのに、また問題とは無縁のことしか書いていないのに、答案用紙の末尾に、就職が決まりましたから、是非とも合格点を下さいと書いたものが、毎年多く見られる。最近の新聞等でも、学年試験で合格点をもらえないため就職を棒に振った学生の記事が大きくとり上げられたが、これを見ると、いずこも同じなのであろうか。

落第点については是非両論ありうるが、新聞等の論調は、これを肯定するものが多いように読みとれた。記事のなかには、落第を講義に魅力がないためという意見も見られたが、めったに出席しない、たまに出席すれば隣の学生と私語を続けていて、講義に魅力を感じられる道理がない。

一定のレベルに達したと思えない者が、世間にでて、本学の卒業生だといつてもらったのでは困る。あの程度で学士かといわれるようなことがあるとすれば、なお困る。講義に出席しない、試験に合格点をとれる程の努力をしない者は、学士の称号を持たないで就職してもらうほかない。

# 彼岸のころ



高井清次

現在の住い（荒川区西日暮里三丁目）に引っ越したのが、昭和五八年の四月ですから、その年の秋の彼岸の頃と思します。書物であったか、ビラであったか忘れましたが、我が家は比較的近くに、六阿弥陀の寺があることを知りました。これらの寺をお彼岸のうらにお詣りするのがよいとの事でした。おそらく阿弥陀如来のご来迎の思想からではないかと思います。

信仰心があるわけでも、来世の安樂を願うわけでもありませんが、散歩の手段として、その六阿弥陀の寺をお詣りしようと思い立ち、早速地図を片手に、家内と共に出かけました。我が家は西日暮里駅の近くで、京浜東北線、山手線を右手下に見て、王子の方に歩き、田端駅近く、田端文士村と稱され、附近に、芥川竜之介の旧居があつたといわれる、与楽寺坂を下ると、第四番与楽寺（真言宗豊山派）があり、立派なお寺で、関東大震災の供養碑もあります。元の道に戻り王子の方に進み、旧古河庭園の右横の第三番無量寺（真言宗豊山派）この寺も立派なたたずまいです。次いで西が原一里塚跡を経て、飛鳥山公園を通り抜け、北区豊島の第一番西福寺（真言宗豊山派）に至ります。多分この寺が本家でしょう。更に团地を左手に見て、隅田川の豊島橋、荒川の江北橋を渡り、土手を左に曲ると、その土

手下に第二番恵明寺（真言宗）があります。池があり、大きな鯉がいます。

恵明寺の近くに、足立区扇 番外（木余り）性翁寺（淨土宗）があります。お寺ではこちらが六阿弥陀の本家だと称しているようです、というは六体を彫った後の余った神木で、足立姫の菩提を弔う為めに、觀世音菩薩が彫られて祠ってあるためでしょう。

第五番常楽寺（天台宗）は、現在は、調布市西つつじが丘四十九一一にありますが、元々は、東京大学医学部稱荷門近く、現在、東天紅のある所にあつたのが、戦災を受け、調布に引っ越したとのことです。東天紅の裏側一隅に小さな祠があり、お彼岸の間は、門扉があけてあります。私は一度だけ調布へ行きましたが、それ以外は、この東天紅の出張所で間に合わせています。

第六番は、常光寺、江東区亀戸二十一九一三、亀戸駅からみて、亀戸天神の反対側、この寺は曹洞宗、天平九年（七三七年）開山は行基、開基は豊島の冠者、天文一三年（一五四四年）曹洞宗に改宗、開基は下総里見義実これは全く私の推測ですが、同寺が衰微又は焼失したのを、里見義実が開基、中興開山の大和尚が改宗されたのではないかと思います。但し、本尊は勿論、行基菩薩作の阿弥陀如来（座像六寸）です。

その後解った縁起によれば、聖武帝の御代、足立庄司從二位宰相藤原正成、子無きをなげて、常に熊野権現を信じ靈夢を蒙り、ひとりの女子をもうけ、後にこの女豊島左衛門尉清光へ嫁したが、舅姑の不遇であるのをかなしみ、荒川へ身を投じ、十二人の侍女もこれに従い、庄司は十三人の菩提を弔うため、自ら法師となり、諸国の靈場を巡行して紀州熊野山に至り、靈夢に我が社内に靈木あり、昼夜光を放っているので、光明木という、この一本を汝に与える、行基という権化の聖者、四民救世のため、諸国を巡行しており、汝の国に来るのを待つて、この聖者に六体の弥陀仏を彫つてもらい、その功力により女人ら仏果を得ること疑いなく、且つ末世の衆生此の仏を巡礼すれば、永く三界の苦域を離れ、速に九品の淨土に至ると告げられた。

庄司夢覚めて、社内に神木をみつけ、名を記して海中にし、巡礼して本国に帰つてみれば、右神木が当国に流着し、日夜光を放つており、幾ほどもせず、行基が此の地に到着し、庄司は我が家に請待し、行基菩薩十七日断食して、一心に弥陀仏に念じ給つたところ、弥陀の影向があつて、真像を模刻された。即ち本尊は一本の木から六体を刻したるもので、行基菩薩の作、そこで侍女の出生地に豊島の冠者が寺を建立し、阿弥陀仏を入仏させて、菩提を弔つたとか。

(俳句)

野の道や梅から梅へ六阿弥陀

(川柳)

六香は嫁の小言の言いじまい

(六阿弥陀嫁の小言の捨て処)

爾来八年、春秋二回彼岸のころ、万歩計で約二万数千歩、約五時間半の行程の、この六阿弥陀を巡礼するのが、私の年中行事になりました。

その間、江北橋を渡つた所の高速道路が完成し、西が原一里塚跡付近の地下鉄の地下工事も完成したようです。

私も昨年古稀を迎えました。春秋二回の年中行事が何時迄続けられることでしょうか。九品の淨土に至らなくても、何時迄もこの行事を続けたいものです。

# 転任を思う



滝田薰

三八年近い裁判所での生活を終えて、ホッとしたが、同時に一抹の淋しさも味わった。それは転任の機会が全く無くなつたということである。蝸牛のように家族と家財をひきずつての転任は、苦労も多々で決して嬉しいものではなかつた。しかし、苦しいばかりではやりきれないでの、何らかの楽しみを見出そうといろいろ苦心した。新しい任地の人情、風俗や土地柄に親しむこともそのひとつであり、また、その土地ならではの楽しみを探ることも大切であった。異動の内示があるとまず行先の歴史や風土に関する書物を見つけることになる。お陰で我が家の中には、○○県の歴史とかいう類いの書物が結構たまっている。

家族の荷作りの苦労も忘れて、ひとり内緒でこれらの本を読むのもひとつの楽しみではあったが、何といつても、それぞれの任地でいろいろの楽しみ出はつきない。

札幌では、広大な北海道の自然につつまれて北の海の釣りの醍醐味を満喫した。美しい星空を仰ぎながら釣友と酌み交わした酒のうまさに、明け易い北国の暁まで語つたこと、餌を盗みにくるキタギツネの目玉の光りに驚かされたこと、氷点下一〇度という積丹の海でのサクラマス釣り、新緑の牧場に跳ねるサクラブレッドの若駒眺めながらの

日高での釣りなど思い出は尽きない。

最後の任地名古屋では地の利を生かしての古寺巡りを思いたつた。記念にと集めた御朱印を数えてみると二年余の間に八〇数寺に詣でている。花の盛りの湖東三山、音もなく散る花びらの奥のほの暗い本堂に、愁いをおびた聖観音の立像を拝んだこと、時鳥の啼く新緑の三千院での写経、湖北渡岸寺の秀麗な十一面観音が、衆生濟度の歩を踏み出そうとするお姿は今なお臉に浮かぶ思いがするし、ある秋の日に訪ねた若狭・小浜の寺々とその仏達、まだらの雪が残る女人高野室生寺では、人影もまばらな金堂で、中尊薬師如来像をはじめとする数々の仏達を心ゆくまで拝し得たこと、等々まさにひとつひとつが心に刻まれている。

歳月の流れは徒らにはやく、過ぎてみればあつという間だったような気さえするが、ずい分いろいろな任地を経てきた。思いかえすと、それぞれの土地に、さまざまな思いでと共に深い愛着も残っている。甲子園の高校球児たちの戦いがはじまるとき、いつも旧任地のチームに応援を送るのもそのひとつがあらわれであろうかとひとり苦笑することもある。

転任は、それに伴う数々の苦労があつたが、同時に未知の土地へのあこがれや、それをみたした時の喜びや、心に残る楽しい思い出もある。定年を迎えた淋しさのひとつは、この楽しみを失ったことでもある。

# あのひと このひと

弁護士 池田門太

あわただしく 一日が暮れてゆく

あわただしく 一年が過ぎてゆく

あわただしく 一生が終るだろう

人間勿々（忙しく）として業務

（いろいろ）を営み生命の日夜に

去る事を悟らず

（善導大師）

私は、明治三十九年生れ所謂丙午、埼玉県本庄市出身、昭和七年司法試験に合格、直ちに第二東京弁護士会に入会し、現在に至る。此道一筋約五十六年、曲りなりにも現役である。さて人間の幸福の原点は、健康にあるがこれを踏え永い人生に於て、自分の好きな仕事ができ、是により自分一家の生計が維持され、その従事する仕事が社会、国家に寄与するという三拍子が全部揃っていたら、その人にとりて最高な人生ではなかろうか。仲々都合よく参らぬのが人生である。後述の正木弁護士は此の三拍子を或る程度満たした人物とも思われる。さて、私の法曹生活五十余年の

うち、交際人物中特に深い感銘を受けた傑出人物がいた。それは前述の故正木ひろし氏である。同氏は、満七十九歳の折、突如抗し難い癌によりはなばなし一生の幕を閉じた。私は、同氏の臨終に立会い、坊主刈をした同氏の頭を暫く撫でながら永久の袂別をした。この時この勇猛かかん、一匹狼の弁護士は、本世紀、二度と出現しないであろうと、心から、くやんだものである。善導大師のいう「あわただしく一生が終るだろう」が私の胸に深く突きさり、私は涙、滂沱として、之れを拭い去ることが出来なかつた。同氏は、明治二十九年東京本所に生れ、府立三中（現両国高校）、七高を経て大正十二年東大を卒業。なお、正木氏は東大在学中長野県飯田中学校、千葉県佐倉中学校で英語の教鞭をとつていた。飯田時代の教え子に、先般物故した児童文学作家椋鳩十（本名久保田彦穂）氏がいたことは余り知られていない。さて、正木氏は昭和初期に二弁に入会した。私は、同氏と現存の弁護士鈴木忠五氏の名誉毀損事件の第一審弁護人を務めたがこの事件は、そもそも、丸庄事件に端を発したのである。その丸庄事件の概要をここに記述してみよう。

昭和三十年五月十二日の夜中、静岡県三島市の丸庄運送店の女主人小出千代子が何者かに絞殺されたという事件で、前夜三島から東京に向つたトラック運転手李得賢（朝鮮人）と助手鈴木一男の二人が犯人として逮捕、起訴され同三十二年十月三十一日静岡地裁沼津支部で、李に無期、鈴木に懲役十五年の判決が言渡された。一審の弁護人は、検事出身の安達太助氏と故佐藤英一氏の二人。第二審に至り鈴木忠五氏が担当、同氏は元東京地裁の裁判長を務め、三鷹事件を審理し「空中楼閣」という名判決を下し、その名は日本中普く知られていた方である。さて、鈴木弁護士は、丸庄事件は、両被告人が三島警察署で、目をそむけるような非道極まる拷問を受けた結果の虚偽の自白に基くデッチあげの冤罪であると確信の上、永年裁判官として積み上げた知能を傾注しその弁護に当つたが非運にも東京高裁に於て、昭和三十三年十二月控訴棄却となつた。ここで事件は、上告審に移り、正木氏が参加し共に一、二審判決の不当を鳴らしたが、之れ亦、武運拙なく、昭和三十五年七月十九日上告棄却となつた。憤激した両氏は、一般大衆の輿論

を喚起し判決の不当性を国民に知つて貰うべく、肉を切らして骨を斬るの非常手段を採つた。それは「告発、犯人は別にいる」と題する単行本を、正木鈴木共著で実業之日本社より発行させ、時の官憲と真向から対立、その不当を激しく糾弾したのである。之れは、犯罪内部説で、被害者千代子の親族の名を特定し、その人間が犯罪人であると。次に特定された親族が、両氏を名誉毀損として東京地検に告訴した。同地検は之れをとりあげ、両弁護士を名誉毀損罪として東京地裁に起訴した。私が正木氏と会見した時、同氏曰く「池田さん、先日東京地検より起訴したという電話が私の所にあつた。私は喜んで、ああ、それはよかつたと答えた。すると地検曰く、私と鈴木氏を起訴したと言うんだ。全くフザケタ話だよ」と。その時の正木氏の態度は微動だにせず、私はその胆の太さに驚くと同時に逆に私は胆を潰した。

前記の地検の起訴と同時に、正木、鈴木両氏を援護すべく東弁、一弁、二弁、千葉、大阪の各弁護士会より、よりすぐつた精銳の約三十余名の弁護士が結集し一大弁護団が結成され、次いで後援会が誕生。発起人も当時知名度の高い、青地晨、青木英五郎、家永三郎、伊藤整、吉川経夫、中島健蔵、福岡誠一、山田典吾、戒能通孝、日高六郎、矢田喜美雄、毛利興一等々の各氏、事務局長は丸山尚氏。さて公判も終結に近づいたので、私は、千葉県稻毛の旅館に数日間、籠り、弁論の構想を十分に練りあげ最終公判に臨んだ。少し話がそれるが、私は約五年に亘る公判期間中、正木、鈴木両氏の援護射撃のため、毎日新聞系列のローカル紙東葛毎日新聞に「あべこべ裁判記」と題し回数は忘れたが、丸庄名誉毀損事件の真相を掲載し官憲の不当性を一般大衆に懇えた。私の記事掲載新聞が遠く、韓国の弁護士会にも送付され非常に喜ばれたとの正木氏の言葉であった。尚、私の新聞紙を手にせられた故海野普吉先生より私宛「池田君の努力を喜ぶ」という私信を載いた、なつかしい想出である。第一審終結に至る間、本件に関して、いろいろのことがあった。昭和三十七年東京放送（TBS）が夜の番組で丸庄事件をTVで放映する計画をたてた。ところが最高裁、最高検、弁護士会の各代表が構成している司法協議会は之れを中止させた。私と正木氏は窃に此のテレビ

を東京放送の映写室で視聴した。此の中止につき正木氏は怒をこめて、自著「エン罪の内幕」でこう述べている。「この干渉は、司法官憲それ自体が憲法二十二条の思想表現の自由を侵すばかりでなく、法治国の基礎である三権分立をも、くつがえしたものである」と。

さて、丸庄名誉キソンの最終弁論には私を交えて七名の弁護人が当ることになった。裁判史著述で有名な、森長英三郎、元氣骨ある裁判官で知られた丁野暁春（東弁）、元検察官の長老長谷川瀏（一弁）、砂川事件で違憲判決を下した、伊達秋雄（二弁）、吹田黙祷事件の名裁判長佐々木哲蔵（大阪）、特別弁護人に推理作家高木彬光の各氏。昭和三十六年より同四十年に至る約四〇回の公判審理が行われ判决は、兩人に対し禁固六月、執行猶予一年（東京地裁刑事二部裁判長江崎太郎、判事播本格一、同近藤曉）が言渡された。私は、第二審以後の事件には深く干與しなかつた。ここに正木氏が戦前、戦後精力的にとり組んだ、いくたの冤罪並びに無罪主張事件を、列挙してみよう。

(一)菅生、(二)八海、(三)首なし、(四)観音堂、(五)万能、(六)白取、(七)石和、(八)三里塚、(九)丸庄、(十)チャタレイ、(十一)コンロ失火の各事件。此の内、三里塚事件の五木田隆弁護士、チャタレイ事件の環昌一氏同直弥氏の御兄弟（二弁）は私の承知しておる先生である。(四)のコンロ事件は東京医科歯科大学の依頼に基き、私が主任弁護人、正木氏と共同で約十ヶ年を費して無罪判決をかちとった事件である。国府台分院におけるコンロの失火でレントゲン技師が起訴された事件。正木氏は、過去に取り扱った事件で、担当の裁判官に随分、毒づいたことで有名だった。ただこの内、私に、裁判官で僕の敬服できる人が二人おると語っていた岩田誠、大江保直の両氏。さて、今は亡き正木氏を偲ぶ、よすがとして少し昔話に触れてみよう。正木氏は実に幸福の人であった。なぜなら周囲には正木氏に協力する正義感に溢れる多数の先生が存在したからである。私の知る先生を挙げてみると、秋根久太、岡林辰雄、関原勇、後藤昌次郎、儀同保、橋本錠之助、田中治彦、古賀正義、内田剛弘、原田香留夫、佐々木静子等の各弁護士、外に、岩波茂雄、堀越震六の各氏。次に私と正木氏とは昭和七年より死去に至るまで、長い息の続いた交友だから想出となると山ほどある。昭和

十二、三年の春頃、林逸郎、高木常七、緒方茂夫、正木ひろし（いずれも故人）年少の私を交えて、伊勢、奈良、京都、吉野山の旅をしたことがある。林氏は、当時京都で大本教の弁護人だったから、或は此の公判を兼ねていたのか知らない。ちなみに大本教の陪席判事に私の親友黒坂一男君がいた。此の旅のうち、近鉄の乗物で正木氏が余り風体のよくない男と口論を始め、果ては暴力沙汰になろうとした。驚いた一行は、興奮した正木氏を必死に宥め漸くことなきを得、ホッとした。私は且て正木夫人より「正木は東京駅で誰かとケンカをして傷だらけ、それに真新しい洋傘をメチャメチャにしたことがあるんですよ」と耳にしたことがある。正木氏は昭和十九年より千葉県佐倉市臼井に疎開し家族と共に居住していた。その時のことである。或る戦争末期の夜、空襲警報発令下に正木氏が自宅を縕袍（どてら）姿、懐手で表に出たところ、警防団にみつかり、非国民と罵られ、その上数名の団員に袋叩きにされた。

告訴はおてのもの、直ちに佐倉警察署に暴行傷害で訴えた。その結果、全員がぞろぞろと、署の豚箱に放り込まれた。少し相手が悪かったようである。昭和二十二年私が千葉県船橋市に居住するに至り、正木氏と私との交流が頻繁となつた。当時正木氏はNHKラジオの人生相談と千葉新聞の客員論説委員をしていたので同氏への委任の民刑事件の殆んどは、私が代行した。暇が出来ると二人で湯ヶ原、熱海、伊東の各温泉めぐり、箱根の旅、千葉港での鯨（はぜ）つりに興じた。ところが正木氏が中途眼を患い始めた。驚いた私は、妻の姻籍に当る箱根姥子温泉S旅館に正木氏を案内し、四、五日滞在した。同温泉は眼によいことで有名。或る夜の三時頃のこと隣の床にねていた正木氏がいない、すると手拭をぶらさげて戻ってきた、同氏は眼を温泉で「シップ」していたらしい。その時正木氏は私に一言「池田さん、僕はね、眼を手術する金がないのだよ」ボソリと洩らした。経済的に窮迫しているのに、社会の注目している有名冤罪事件と取り組んでいる同氏の言葉に私は胸の諦めつけられる想いで一杯となつた。悪いことは重なるものだ今度は、夫人との確執が生じた。両方の内、どちらが頼んだか知らぬが故眞野先生を訪れた。然し先生は腰を上げなかつた。夫人に女性弁護士第一号の久米さんが、ついたが直ぐ辞任した。何人も正木氏の気質が激しいので仲介の労

をとる人がいなかつた。困つたことに追打ちをかけるように、正木氏が目に入れても痛くない程、寵愛の末っ子丁君が反抗するようになつた。流石の正木氏も、これは随分体にこたえたようだつた。到々二件の処理のお鉢が私に回ってきた。夫人との確執は私が円満に処理し、次いで丁君については学校の保護者に私がなり最後丁君の結婚式まで親代りで終結した。正木氏は感激し、莫大の蔵書全部を私に寄贈すると申出たが私は固く辞退した。同氏はお礼の意味であろう。昭和三十七年二月発行P.H.P一六五号で全国に向けて私のPRをし、毎日新聞社「生きてる裁判」N.H.Kテレビ「ここに人あり」にスイセンをし、その他自己著書に私の扱つた事件を掲載した。正木氏は、今、国電亀戸駅より徒歩十分位で達する菩提寺の一隅に「正木ひろし」と自書で刻んだ名墓石（赤色）の下に、ねむる。

以上

### 一 引用書

エン罪の内幕 三省堂 正木ひろし

権力悪とのたたかい 三省堂 家永三郎

裁判と悪魔 合同出版 正木ひろし

（本稿は、日弁連機関紙「自由と正義」第三九巻四号昭和六三年四月号に掲載されたものを、筆者の希望により、特に転載したものであります）

# 司法試験の合格者増は必要か

弁護士 秋山昭八

## 国民生活に重大な影響

現在、法曹界において、司法試験改革問題が緊急の課題となつてゐる。法務省は次期通常国会に司法試験法の改正案を提出したいとして、九月に法制審議会に諮問する意向を明らかにし、日本弁護士連合会も対案を提示するに至つた。

司法試験改革問題は、将来の法曹界全体のあり方を決定づけるという意味で、司法制度全体に重大な影響を与えるものであり、汎（ひろ）く国民生活全体に重大な影響を与える問題である。

現行制度発足以来の経緯をみると、司法試験合格者のほぼ全員が司法修習生となり、その後、裁判官、検察官、弁護士となることが予定されているために、司法試験合格者の数は、法曹に対する現実の需要と無関係に決定することができない。

現行の司法試験合格者数は、司法修習体制上五百人前後であることを前提としているが、これを当面最大七百人程

度にしようとするのが、法曹関係者のほぼ一致した意見である。司法修習生増員の直接の契機は、若年合格者が少数であるため検察官任官希望者が少ない現状を開拓するための緊急措置として提案されたものである。

たしかに現状の司法試験は難問である。司法試験の最大の特徴は、合格者数が近年おおむね五百人前後に限られてゐる中で、その数をはるかに上回る多数の優れた資質を有する受験生が存在し、それらの受験生が受験回数を重ねるに従つて優秀な成績を得るようになるために、比較的の少數回の受験者のほとんどが上位五百人程度の成績に達することができず、そのために受験の継続を断念するか、合格するまでに更に多数回の受験を余儀なくされていることがある。これらの受験者の相当数は、現実の合格ラインに達する以前に既に法曹実務家としての修習を開始するに足りるだけの能力を備えるに至つており、この異常な状況を改善する必要は否定できない。

藏經卷之二

このような状況をふまえて、法務省は平成元年十一月、法曹三者それぞれに優れた人材を十分に確保し、国民に対して、一層充実した法的サービスを提供するためとして、司法試験制度改革の基本構想なるものを提唱した。

ごく概略をいえば、三つの案がある。甲案は、受験回数を連続五回に制限する。乙案は、合格者の八割は五回以内とし、残りを六回以上の受験者から選ぶとするもの。丙案は、合格者の七割を全受験者から選び、残る三割は三回以内の受験者から選ぶというものであった。このうち、増員分の二百人に相当する分を三回以内の若年層からとする丙案が、再有力となり、日本弁護士連合会の対応が注目されていたのである。

司法試験が採用試験ではなく、資格試験である以上、あくまでも平等性が確保されなければならず、若ければ成績下位でもいいとするのは、試験制度の本質に反する等の反対論があつたが、今般、日本弁護士連合会は、①とりあえず二百人増員する②五年たつても改善効果がなければ丙案またはその修正案を実施する③さらに五年後に全面的に見

直すという対案を提示するに至つた。これに対し、七月二十五日付毎日新聞は、「司法試験はまず合格者増を」なる社説を掲げ、これを歓迎している。

しかし、同紙も指摘する通り、検事、判事志望者の長期的減少傾向は、合格者の若年化だけで解消するものだろうか。国民の間に広まりつつある検察批判とも無関係ではないだろう。あるいは、戦後教育における社会的正義感の欠如による、若者の国家や社会に尽くす心の醸成に欠けた結果とも言えるであろう。

### 弁護士不足が問題なのか

それはともかく、司法試験の緊急改革は、わが国の司法制度の根幹にかかる問題であり、目先の問題にのみ目を奪われてはならない。世上、「今日のわが国ではあまりに弁護士が少なく、国民が気軽に法律サービスが受けられるようにはなっていない」「裁判にしても、訴訟にかかる時間の長さは、一般社会の感覚と大幅にずれている」などの批判もあるが（七月三十一日付朝日新聞）、果たしてそうであろうか。米国型訴訟社会の実態は、真に国民のニーズにもとづくものなのか、あるいは弁護士過多による生存競争の結果によるものなのかも大いに検証の要があろう。

わが国が、近代著しく欧米化されたとは言え、国民の思想的バックボーンが東洋思想に裏打ちされている社会において、今後、訴訟事件が激増するとは考えられない。また、いわゆる渉外事務においては各社のノンキヤリアが多くその衝に当たつており、この傾向は今後も増大するであろう。さらに、訴訟にかかる時間が長いという批判は必ずしも弁護士不足に結果するものではなく、証拠の蒐（しゅう）集に必要なケースもあり、また、円満解決のため必要な時間もあるのである。

今回の司法試験改革問題の発端は、法務省による昭和六十二年三月二十五日の法曹基本問題懇談会の設置からであり、以来、三年に亘り検討されてきたが、わが国に必要な法曹人口はどの程度か、国民にとつて望ましい法曹像は、

といった国民的観点からの深長な検討が切望されるのである。（本稿は、平成二年九月三日「世界日報」に発表したものと、筆者の希望により、転載したものである）

# 学長の学事報告に関する質問

(於 平成二年三月一七日中大評議員会)

弁護士 依田敬一郎

学長の学事報告に関して御質問させていただきます。

その第一点は『法学新報』について、

その第二点は法学部教授の講座担当について、

その第三点は法職講座の講義について、  
ということになります。

## 第一点 『法学新報』について

『法学新報』について、ということの質問の趣意は、中央大学法学会の会員に実務家をいれて『新学新報』の販売費に相当する額の会費を納入させ、『法学新報』を配布するというような制度が考えられないか、ということであります。

質問の理由は次のとおりです。

率直にいって、わが大学法学部の機関誌である『法学新報』の発行の状況は惨憺たるものといえます。発行は二月に一度の合併号です。前には三か月に一度の合併号というのもありました。最近のものでは九一卷五、六、七号、九一卷八、九、一〇号、九二卷七、八、九号、九二卷一〇、一一、一二号、九三卷三、四、五号、九三卷六、七、八号、九四卷三、四、五号、九四卷六、七、八号というのがそれです。その発行部数は五五〇部であり、個人の継続講読者は二十数人に過ぎません。

私は第一東京弁護士会に所属するのですが、その弁護士会の図書室には多くの大学法学部の機関誌が展示されていますが、『法学新報』の展示はありません。また、一月に一度の合併号というのならまだしも、三か月に一度の合併号などというものが母校の機関誌として展示されるというようなことは決して望ましいことではありません。

平成元年一号の九六卷一、二号の刑事特例集のように刑事法の論文が多く掲載されている場合もありますが、私は実定法の論文が必ずしも多いとはいえないと思っています。私は、かつて二人の実定法の先生に何故『新学新報』に論文を書かないのですかと聞いたことがあります、一人の先生のいわれるところは「何時掲載になるかわからないから」ということであり、一人の先生のいわれるところは「読んでもらえないから」ということでした。

『法学新報』は明治二二年、『法理精華』という名前でわが大学の機関誌として発行され、明治二三年七月の民法施行論争の際にはその内容が過激だとして発売禁止になりましたが、その後の明治二四年四月に『法学新報』として再刊され、以来今日までその発行が続いているものです。戦前は東大の『法学協会雑誌』、京大の『法学論叢』、法政大学の『法学志林』と共に大学の機関誌として著名なものであつたと聞いていますが、他の三誌は弁護士会の図書室に展示されているにかかわらず、『法学新報』のみがそうではないという状態になってしまっているのであります。しかし、多くの先生方の学位論文はその殆どが『法学新報』に掲載されたものがもととなつていてると思っています。また九一卷五、六、七号から刑法の判例研究が掲載されるようになり、九三卷一、二号からは民事法の判例研究も

掲載されています。その内容は実務家にとつても有効なものになってきたのではないかと思つてゐるものです。多くの実務家、特に中大出身の実務家に読まれて然るべきだと思つてゐます。これはわが大学の特性かもしませんが、良いか悪いかは別として広報活動が極めて下手なため、実務家のうちでも『法学新報』が発行されていることを知らない人さえいるという状態です。

それで、大学において法学会に多くの実務家をいれることを勧誘し、これに『法学新報』を配布することにより発行部数をふやしたらどうかと思っているものです。

大学の法学会に実務家をいれるということは唐突に聞こえるかもしませんが、決してそうではありません。有斐閣発行の雑誌に『法学教室』というのがあり、それに「全国大学法学部めぐり」というのがあって、昭和五〇年五月号の早稲田大学の記事のなかに「法学部には法学部に属する専任教員、助手および学部・大学院法学研究科の学生ならびにそれらの校友が三位一体となつてその学問的氣風を高めるとともに、相互の親睦をはかることを目的とした早稲田大学法学部会がある。大正一年に発足して以来、機関誌『早稲田法学』、『早稲田法学会誌』、『人文論集』などの発行や法律討論会、講演会、模擬裁判などを行つてゐる」とあります。私は、本当なのかな、と多少の疑問の念を持つっていたのですが、昨年「日本比較法研究所創立四十周年記念」があつたとき、来賓に来られた早稲田大学の長浜洋一先生にきいてみたところ、そのとおりであります。そして法学会の会費は『早稲田法学』の販売費相当の額だとのことです。そしてこれは亡くなられた大浜信泉先生が早稲田大学の教授の論文を発表する場所がないということから、早稲田大学出身の法曹や会社の法務業務に従事している者に働きかけてこの制度をつくつたということでした。

## 第二点 法学部教授の講座担当について

法学部教授の講座担当について、ということの質問の趣意は、法律学科で一部、二部というように同一学科で講座がわかっているものについて、一人の教授、助教授が全部の講座を担当するようにはべきではないかということです。質問の理由は次のとおりです。

もう何年も前のことであり、また既に亡くなられた先生のことでありますから、お名前をあげさせていただきますが、木内宣彦先生にお会いした時に先生の教科書の『会社法』の売れゆきについてうかがったところ、「講座を持つていいせいか売れゆきはよくない」とのことでした。木内先生の会社法については、『受験新報』の平成元年一二月号で早稲田大学法学部の専任講師の大塚英明という先生が司法試験の基本書として推薦されている六冊の一つにあげられているのですが、ついでにいいますと他の一冊もわが大学の先生のものですが、それが大学で講座を持つていいから売れゆきが悪いというようなことは非常に残念なことです。立派な教科書を書いてもむくわれないということだと思います。

私たち実務家は学者の先生に立派な新しい教科書をだしてもらうことを常に願っているものです。どんな名著といわれるものでも古くなれば我々実務家には役にたたなくなります。それは新しい判例学説や改正法令の紹介がないからです。学者の業績には教科書と論文がありますが、我々実務家はその分野に特に関心がないかぎり論文に注意することはないと思います。ですから学者に対する評価をその先生の教科書について考えがちであります。そういうことからいって私はわが大学の先生が立派な教科書を多く出版されることを願っているのです。それは私がわが大学の先生を批判しているということではありません。現在司法試験の受験生が基本書、参考書として使用している教科書は現職の大学の先生のものでいうならば、わが大学の先生のものが一番多いということは承知しているのではあります

ですが、それでもなお一層のご活躍を願っているものであります。そしてそれには同じ科目については一人の先生が全部の範囲の講座を担当されることも必要ではないかと思っているものであります。

### 第三点 法職講座の講義について

法職講座の講義について、ということの質問の趣意は、法職講座ではもとは入門講座が春期と秋期にあり、また答練講座は講義と関連していたと思いますが、最近大学から送付を受けた「ちゅうおう」という学生向け雑誌の平成元年一月号の法職講座の案内記事によりますと、講義は夏期と春期の休暇中だけになっていますが、何故それ以外の期間の講義がないのですか、ということです。

質問の理由は次のとおりです。

私は現在の司法試験受験について予備校の存在を無視し得ないと思っています。司法試験案内書のうちエール出版社の『私の司法試験現役合格作戦』という本が毎年出版されており、私は必ずこれに目を通すことにしているのですが、これによると、現役合格者といわれる者の殆どは予備校に通っています。それも答案練習や論点講座とか合格講座とかいわれる上級の講座だけでなく、入門講座とか基礎講座といわれる初級講座や基礎力完成講座とか論文講座とかいわれる中級講座までそうです。多くの学生が一年の時か二年になつて憲法、民法、刑法の入門講座とか基礎講座とかの期間一年又は半年の講座に通っています。また私の知るかぎりでは、初級講座に次ぐ中級の講座では司法試験受験の基本書として著名な教科書か、またはその予備校の講師の作成したテキストによる講義を行っております。「大学と予備校の間をせつせと往復していた」（前掲書一九八九年度版二二頁、東京大学増森珠美）というのが現役合格者の現状だと思います。勿論現役合格者といつても留学生も含みます。また卒業後間もない合格者もそうだと思います。

ところが都心から遠く離れたわが大学では在学生が「大学と予備校の間をせつせと往復する」ということは困難です。どうしても法職講座で予備校と同様な講義をすることが必要です。論点講座とか合格講座というような上級の講座は法職講座駿河台研究室から予備校に通う者の選択にまかせ、八王子の法職講座では初級の入門講座や中級の基礎力講座に力を注ぎ、前者では著名な入門的教科書、後者では司法試験の基本書として著名な教科書による講義を行うべきではないかと思います。これは私だけの考えですが、現在の司法試験受験性は著名な学者の講義より著名な教科書による講義に魅力を感じているのではないでしょうか。（本稿は、学校法人中央大学評議員である筆者が、評議員会において、発言通告をした、その内容を一部補正し、筆者の希望により掲載したものである）

# 感・混・創・才

今 中 幸 男



「ホテルは冠婚葬祭が商売」といわれているところから、ホテルオークラ専務の橋本保雄氏は、ホテルマンにとつて最も重要なことは、「感混創才」であるといわれます。

「感」ホテルを利用する人は様々であるから、ワンパターンの接し方ではお客様に満足していただけない。満足していただけるためには、ホテルに来られたお客様が何を求めておられるのかを察知する感性が何よりも必要であるといわれます。例えば、ベテランのウェイターになれば、お客様がレストランに入ってきた瞬間に何を召し上がるのかがわかるものだといわれます。このようになって初めてお客様に満足していただけるサービスが出来るものだといわれています。これは「人の心を読む」ということになりますが、そのためには目が大切であるとされ、社員教育として、自分の目を鏡で見る訓練をさせているそうです。

「混」異業種の人々との広範囲な付き合いが必要だといわれます。多くの人々との出会いは、当然のことながら商売に結び付くばかりでなく、「人の心を読む」訓練にもなるといわれます。

「創」文字どおり創造性であり、橋本氏は、我国で初めてアスレチッククラブをホテルに導入されたとのこと。

「才」これは才覚という意味よりも、むしろ勉強・不断の努力という意味で使われています。例えば、「葬」関係の営業については、新聞の死亡記事を見てから動くのでは他のホテルに遅れをとることになり、都内の大病院を情報源としているそうです。また、古典芸能、茶道、華道等の勉強をしているか否かで挨拶の仕方にも差が出るといわれます。

以上は、最近出版された橋本氏の「感混創才」のビジネス学（竹井出版株式会社）によります。

「冠婚葬祭」を「感混創才」に置き換えたところに、同氏の並々ならぬ創と才をみますが、同氏のビジネス学の基本は、如何に人の心を読むかにあると思われます。

弁護士の業務においても「人の心を読む」ことは重要なことだと思います。

裁判一つとつても、相手方が何を考えているか、裁判官がどこに目を向けているかを正確に知らなければ、訴訟の方向を誤ってしまいます。

また、事件の処理にあたっては、事実関係を正確に把握しなければなりませんが、依頼者のいうことをそのまま聞いていたのでは真実を見誤ります。紛争の当事者が紛争の場において、どの様な心理状態にあったかを知らなければなりません。そのためには、人の心が読めなければなりませんが、それ以上に、自分をその紛争の場に置き換えられる様になって初めて、的確な紛争の処理が出来るのではないかでしょうか。橋本氏のいう、お客様に満足のいただけるサービスが出来るのではないでしょうか。